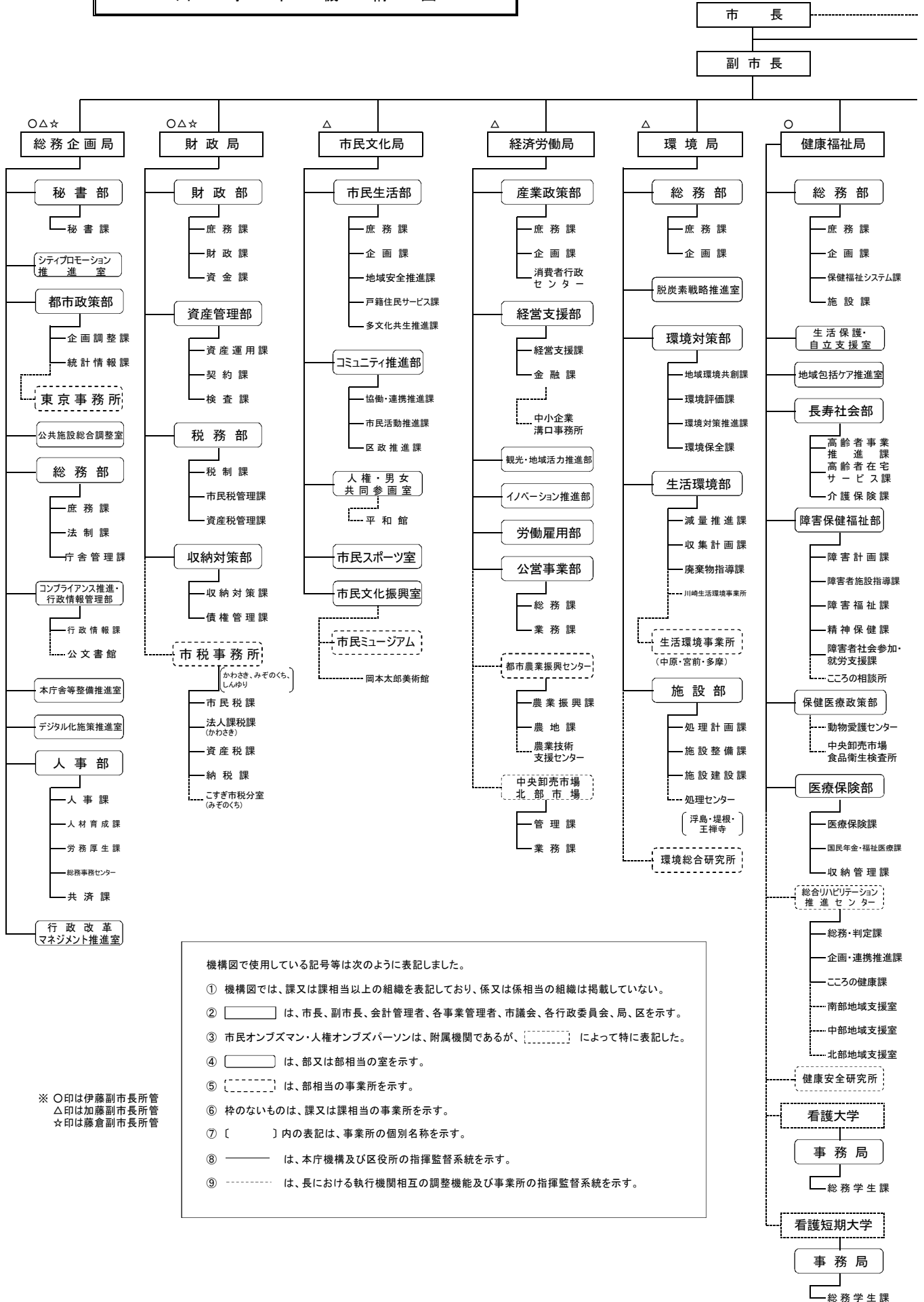


# 川崎市機構図

令和5(2023)年4月1日現在

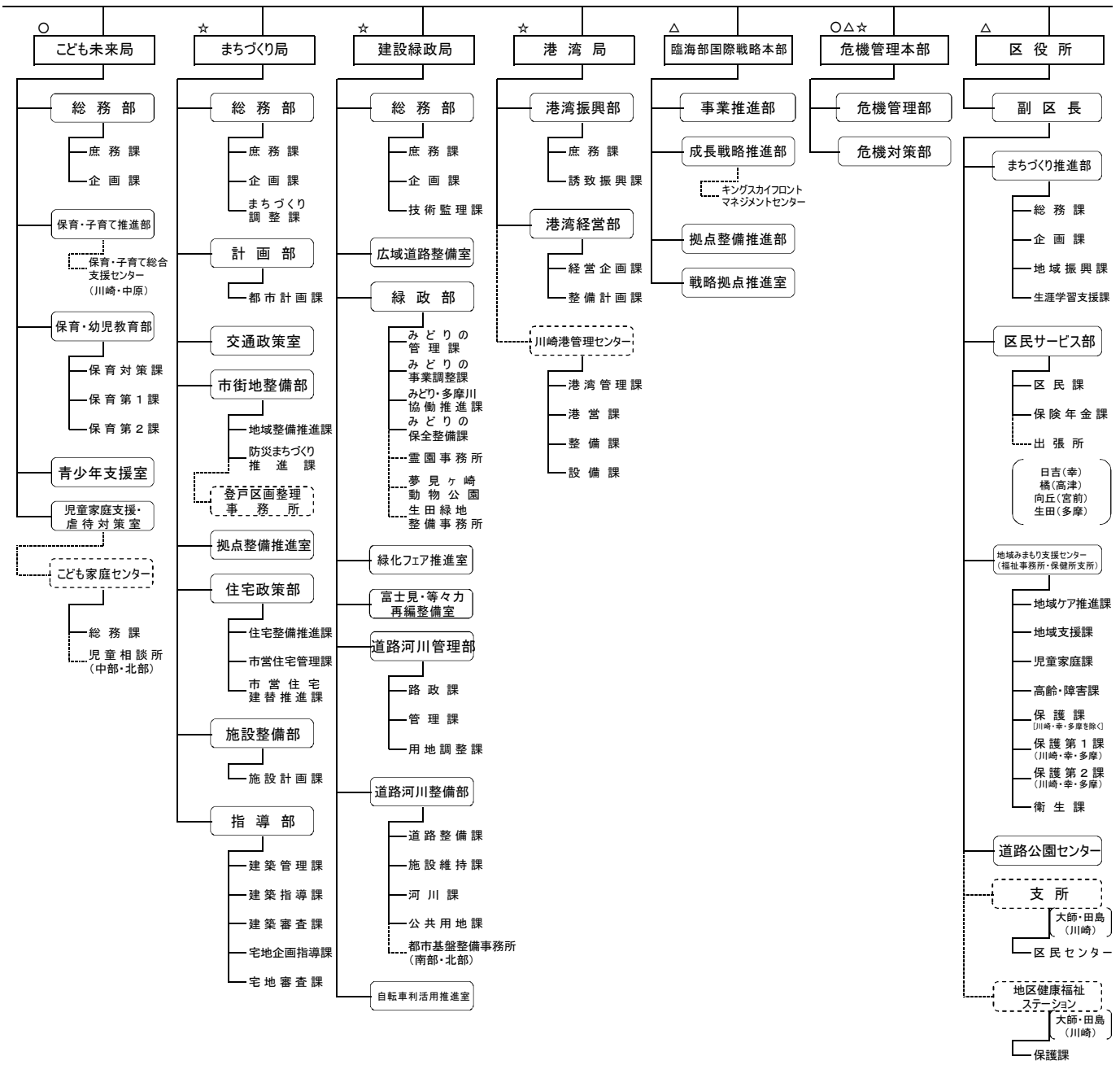


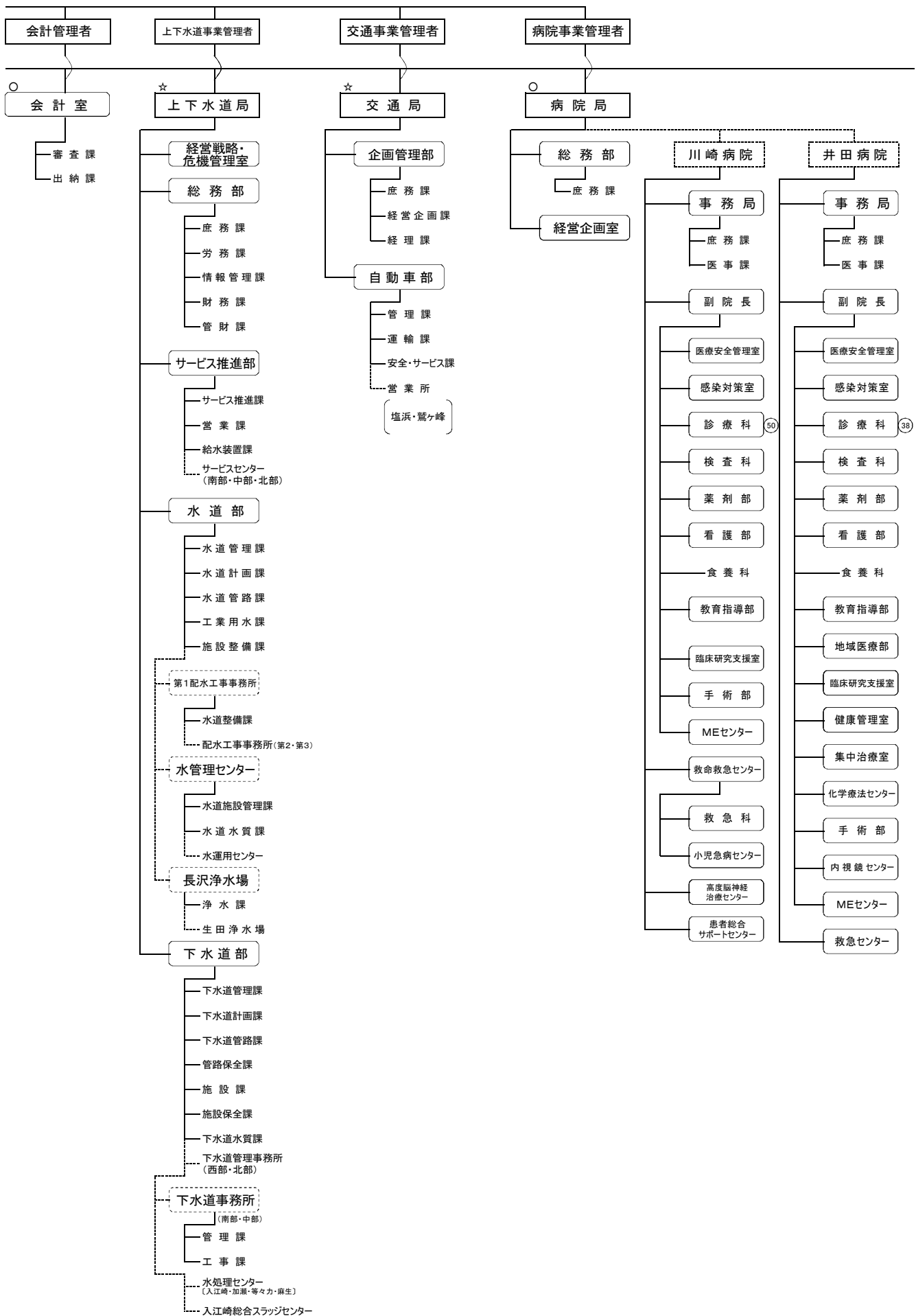
機構図で使用している記号等は次のように表記しました。

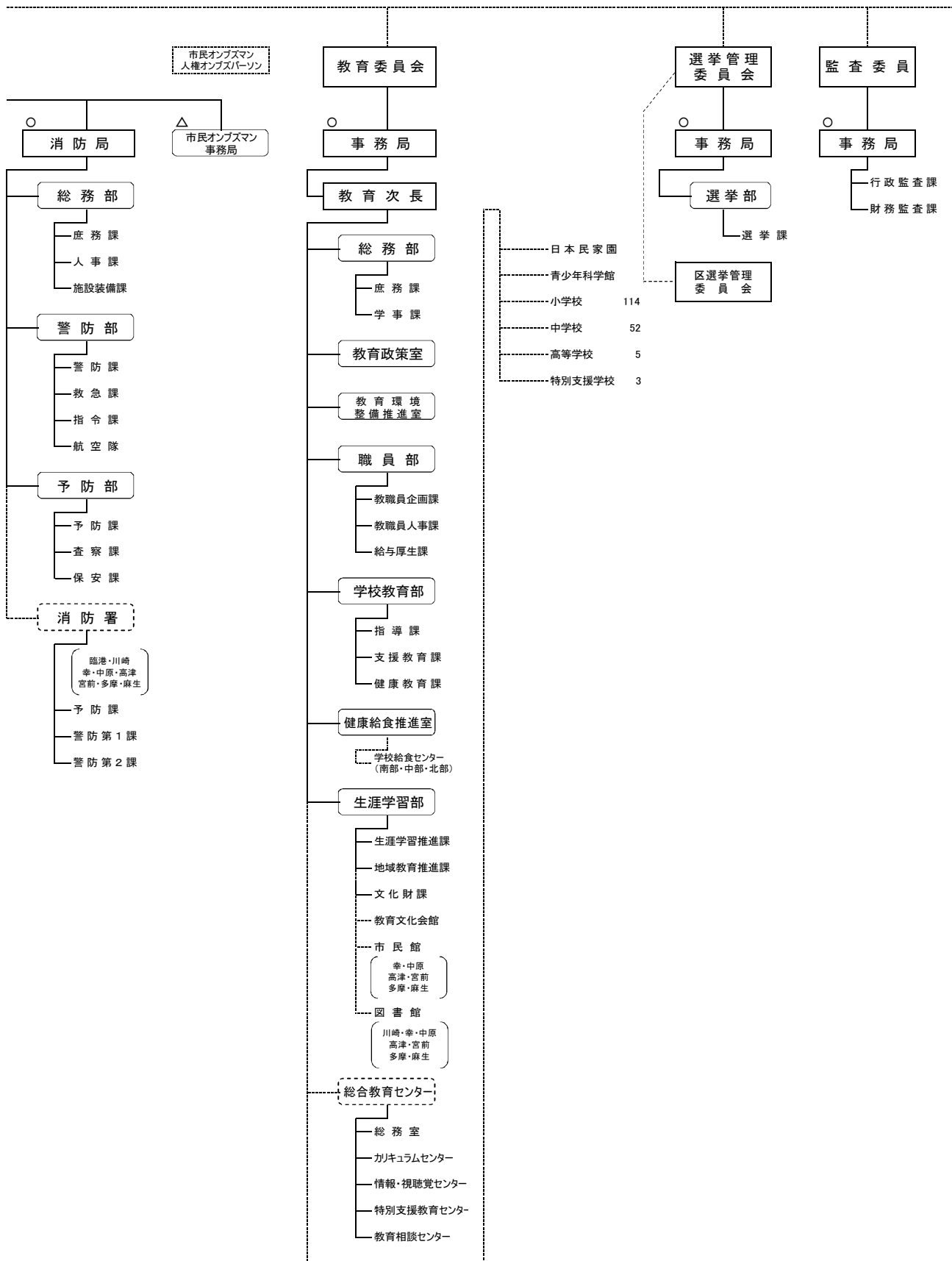
- ① 機構図では、課又は課相当以上の組織を表記しており、係又は係相当の組織は掲載していない。
- ② [ ] は、市長、副市長、会計管理者、各事業管理者、市議会、各行政委員会、局、区を示す。
- ③ 市民オンブズマン・人権オンブズパーソンは、附属機関であるが、[ ] によって特に表記した。
- ④ [ ] は、部又は部相当の室を示す。
- ⑤ [ ] は、部相当の事業所を示す。
- ⑥ 枠のないものは、課又は課相当の事業所を示す。
- ⑦ [ ] 内の表記は、事業所の個別名称を示す。
- ⑧ [ ] は、本庁機構及び区役所の指揮監督システムを示す。
- ⑨ [ ] は、長における執行機関相互の調整機能及び事業所の指揮監督システムを示す。

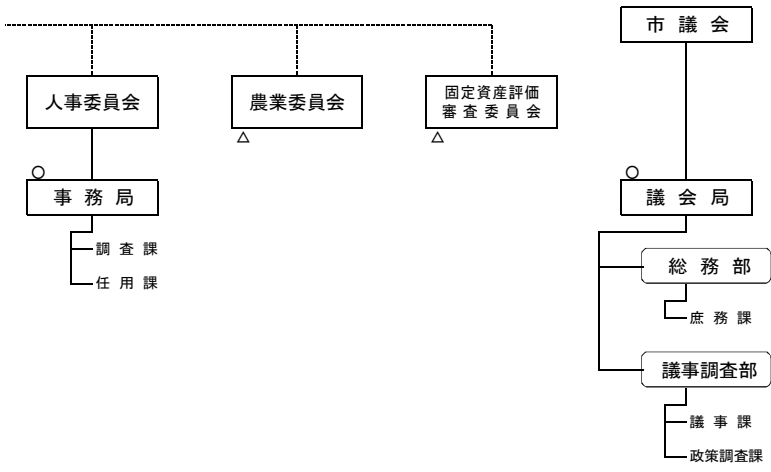
※ ○印は伊藤副市長所管  
△印は加藤副市長所管  
☆印は藤倉副市長所管

川崎・幸・中原・高津  
宮前・多摩・麻生









川崎市機構数（令和5(2023)年度）

区分	本庁・区役所					事業所等			
	局・本部	会計管理者	部	課	係	局相当	第1類	第2類	第3類
市長事務部局	12	0	67	98	78	2	15	26	28
会計管理者・会計室	0	1	1	2	5	0	0	0	0
区役所	7	0	28	91	207	0	4	4	0
上下水道局	1	0	5	20	11	0	5	14	0
交通局	1	0	2	6	6	0	0	2	0
病院局	1	0	2	1	2	2	0	0	0
消防局	1	0	3	10	25	0	8	0	0
教育委員会事務局	1	0	7	11	3	0	1	19	11
市選挙管理委員会事務局	1	0	1	1	2	0	0	0	0
監査事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
議会局	1	0	2	3	3	0	0	0	0

備考：事業所事務分掌規則以外の規則に規定されている事業所は、次のように分類した。

- ・川崎病院、井田病院、看護大学及び看護短大……………局相当
- ・支所、地区健康福祉ステーション、市税事務所及び中央卸売市場等……………第1類
- ・出張所、こすぎ市税分室、児童相談所(中部・北部)等……………第2類
- ・市民館分館等……………第3類